

◎佐賀県条例第34号

佐賀県森林環境税条例の一部を改正する条例

佐賀県森林環境税条例（平成19年佐賀県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第2条 平成20年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第35条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成20年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に開始する各事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第41条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="241 922 1095 967"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略	<p>（個人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第2条 平成20年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第35条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。</p> <p>（法人の県民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第3条 平成20年4月1日から<u>令和10年3月31日</u>までの間に開始する各事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第41条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額を加算した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 922 2020 967"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	略
略			
略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。